

令和6年度 特別支援教育推進計画

1 基本方針

特別支援教育は、幼児児童生徒の自立や社会参加を図るため、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう、適切な指導や必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの障害児教育の対象としてきた障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害を含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において実施されるものである。

特別支援教育においては、幼児児童生徒の一人一人の障害の状態や発達段階に応じたきめ細かな指導の充実を図ることが重要である。

2 重点目標

- (1) 個々の生徒の発達をめざし、一人一人に応じた教育内容を創造し、生徒の可能性を伸ばす。
- (2) 楽しい学校生活（健康で、明るく、伸び伸びとした生活）を送るために、心身の調和のとれた発達をさせる。
- (3) 日常生活を健康で安全に送られるよう、基本的な生活習慣を身につけさせる。
- (4) 興味・関心を持ち、意欲的に学習に取り組むことにより、確かな学力（自立し、生きていくために必要な基礎・基本）の定着を図る。
- (5) 地域の人や仲間との関わり、自然とのふれあいの中で、豊かな情感を育てる。
- (6) 友だちや教職員との関わりの中で、自分の気持ちを表現することができ、人の気持ちがわかる生徒を育てる。
- (7) 集団生活の中で、多くの仲間と共に支え合って、お互いに伸びていく力を育てる。
- (8) 家庭との連携を密にして、将来的に自立し、社会参加していくための基盤を培う。

3 実践計画

- (1) 「個別の教育支援計画」の作成
 - ・実態把握・・・プロフィール、行動観察、発達・障害の視点、生活の視点、本人・保護者の願い
 - ・目標・・・長期目標、短期目標、支援目標、支援内容
- (2) 「個別の指導計画」の作成
 - ・年間重点目標
 - ・年間重点目標にもとづく授業での配慮事項
- (3) 特別支援教育の研修
 - ・特別支援教育巡回相談を活用した研修の実施（年2回）
 - ・校内授業研究
- (4) 保護者、学校間、関係機関との連携

4 校内支援体制

○特別支援委員会を設置して推進にあたる

(1) 構成

校長・教頭・事務長・特別支援教育コーディネーター・特別支援学級担当・教務主任・養護教諭とし、校長が招集するものとする

(2) 会議

「毎週火曜日に行われる教育相談会」と連携して、担任等の要請により必要に応じて、会議を実施する。

(3) ケース会議

生徒への支援について、学級担任のより細かい支援計画を立案する場とする。支援の振り返りをするとともに、次回の支援に生かす支援計画立案の場とする。場合によっては行政機関も含む専門機関との連携を図る。

(4) 「特別支援委員会」の支援の流れ

